

平成 2 2 年度第 1 回

小金井市緑地保全対策審議会会議録

平成22年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

- 1 開催日 平成22年8月19日(木)
- 2 時間 午前10時00分から午前11時30分まで
- 3 場所 小金井市役所第二庁舎802会議室
- 4 案件 諮問 平成22年度保全緑地の指定(案)について(諮問)
- 5 出席者 (1) 審議会委員(7人)
 - 会長 真山 茂樹
 - 副会長 林 道子
 - 委員 高橋 賢一
 - 船田 正
 - 岩村 沢也
 - 片岡 康子
 - 平井 安代
- (2) 小金井市長 稲葉 孝彦
- (3) 説明員
 - 環境政策課長 石原 弘一
- (4) 事務局員
 - 鈴木 政博
 - 西尾 宅司
 - 赤羽 啓

平成22年度第1回小金井市緑地保全対策審議会会議録

会長 皆様お早うございます。

半年ぶりの審議会となりますが早速開催いたしたいと思います。

本日の案件ですけれども、保全緑地の指定案の諮問ということで、事務局のほうから最初に報告事項があるようですのでお願いします。

環境政策課長 環境政策課長でございます。お暑いところ、本日の会議にお集まりいただきましてありがとうございます。

本日の委員さんの出欠でございますけれども、事前に柏原委員さん、中村委員さんから欠席のご連絡をいただいております。それから、学識経験者で東京都多摩環境事務所から推薦をいただいている委員でございました太田哲郎さんでございますけれども、自然環境課長としての異動が4月にございまして、緑地保全対策審議会の委員のほうは、転任に伴いましてご退任されてございます。後任の自然環境課長になりました上田一彦さんでございますけれども、委員をお引き受けいただいているところですが、本日は公務のためご出席できないということでご報告させていただきたいと思います。半数以上の委員の出席をいただいておりますので、会議は成立していることについてご報告させていただきます。

それから本日の会議の予定なんですが、こちらが休憩室に使われるということで、申しわけございませんけれども11時半までという形で会議をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

この後、市長のほうからごあいさつと、本日の案件について諮問をさせていただきますので、よろしく願いします。また、市長のほうは公務の都合で、諮問ののち退席させていただきますので、ご了解のほどよろしく願いいたします。

それでは市長、お願いいたします。

市長 皆様、おはようございます。連日、大変な猛暑の中、この審議会にお集まりいただきましてありがとうございます。大変暑い日が続いているわけで、このような時期には、緑陰を求める気持ちが一層強くなるものであります。緑地保全対策審議会は昨年度も、8月に皆様にお会いして、本庁舎の南壁面緑化の様子をお話しいたしましたが、今回は壁面の改修

工事を行ったため、今年度は残念ながら本庁舎での緑化はございませんでした。なお、環境政策課では5月の連休明けに、浴恩館公園と中町三丁目暫定広場で、市民対象にヘチマ、ゴーヤ、キュウリの苗を各150株配布したそうで、苗を育てた市民からの報告やお便りも、緑と公園係に届いているというふうに報告を受けております。おそらく今ごろは、緑のカーテンが広がり、食卓にも地産地消のキュウリやゴーヤの料理が並んでいるのではないかと考えております。市民の皆様のご慈愛にも役立っているのではないかと感じたりもしております。

本日、皆様には保全緑地の指定案についてご審議いただきたいと思っておりますが、環境政策課緑と公園係では、昨年度の緑の環境実態調査に続き、今年度は緑の基本計画を策定することになっておりますので、そのこともあわせて皆様のご意見をちょうだいいただければと思っております。

先ほど、課長の話にもありましたように、公務の都合で途中退席させていただかなければならないことは大変申しわけありませんが、諮問させていただき、退席させていただきます。内容に関しては担当のほうから報告をいただくことになっておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、諮問させていただきます。

小金井市緑地保全対策審議会会長 真山 茂樹 様

小金井市長 稲葉孝彦

平成22年度緑地保全の指定（案）について（諮問）

小金井市緑地保全及び緑化推進条例第14条第2項の規定に基づき、平成22年度に指定申請のあった保全緑地の指定、並びに平成21年度中に指定解除申請のあった保全緑地につきまして、貴審議会の意見を求めます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

環境政策課長 ありがとうございます。それでは、諮問（案）の配付をお願いします。

市長 申しわけありません、公務が重なっているのでこれで退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局 諮問のほうは皆様に行き届きましたでしょうか。

会長 それでは、市長から本審議会へ諮問がございました。その諮問の写しを皆様に配付いたしましたのでご確認ください。

 諮問案件、平成22年度保全緑地の指定（案）について、事務局のほうから説明をしていただきます。よろしく願いいたします。

環境政策課長 それでは、概略のほうを説明させていただきたいと思います。

 既にご存じの方も多いかと思いますけれども、小金井市緑地保全及び緑化推進条例において、所有者の方からの申請に基づきまして保全を図る緑地として、環境緑地、公共緑地、保存樹木、保存生け垣の指定をすることができるというふうに規定されているところでございます。ただいま申し上げました種類別に、緑地の種別について説明をさせていただきたいと思います。

 環境緑地は、現状のまま保全されることが確約される樹木の集団で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地でございます。公共緑地につきましては、公共の用に供されることが確約される土地で、おおむね500平方メートル以上の面積の土地でございます。保存樹木は、指定基準が高さ10メートル以上、地上1.5メートルの高さの幹周りが1.5メートル以上のいずれかに該当する樹木でございます。保存生け垣は、道路に面した高さ1メートル以上、長さ10メートル以上の生け垣で、隣接する2件を合わせたものにつきましても指定が可能というものでございます。以上、4種類の保全緑地について毎年1月中に指定申請を受け付けいたしまして、委託業者によりまして申請案件につきましてすべて調査のほうを終了したところでございます。

 あらかじめ配付させていただきました指定案の資料をごらんいただきたいと思います。平成22年度の申請分について調査したものをまとめてございます。平成22年度指定案の環境緑地は3件でございます。3件ともすべて平成17年度に指定いたしまして、5年間の指定期間を満了したものが更新の申請をされてきたものでございます。環境緑地は、固定資産税、都市計画税を80%減額いたしまして、助成措置として強風などの事故により樹木が第三者の身体、財産に損害を与えた場合に、市費で保険をかけてございます。このほか、国分寺崖線にあるものにつきましましては、国分寺崖線環境緑地管理奨励金として年間で1平方メートル当たり20円の助成を行ってございます。平成22年度指定のうち、

国際基督教大学の樹林地が国分寺崖線に該当いたします。

公共緑地の更新等の指定は、今年度はございませんでした。

保存樹木でございますが、平成22年度の保存樹木は申請が10件42本でございます。すべて平成17年度に指定したものの更新でございます。

保存生け垣でございますが、資料の1ページの保存生け垣の備考欄の訂正をお願いいたしたいと思っております。正しくは、申請22件のうち更新が21件、新規が1件でございます。大変申しわけございませんでした。

指定延長につきまして、568.2メートル、奨励金の上限額が1万5,000円でございますため、1件につき最大50メートルまでが奨励金の対象延長となりまして、全部で468メートルでございます。いずれも指定期間については5年間でございますので、平成22年度から平成27年3月31日までの指定期間ということになります。

この後、保全緑地の調査内容につきまして、担当がスライドでご説明させていただきます。

次に、平成21年度保全緑地指定解除及び権利譲渡届出一覧表をご確認いただきたいと思います。指定解除につきましては、保存樹木が5件、保存生け垣が2件、権利譲渡が7件ございます。その他の資料といたしまして、保全緑地の調査結果を町別に表示したもの、現時点の保全緑地総括表を掲載してございます。

以上の内容で、諮問案件についてご審議いただき、市長への答申を承りたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、担当のほうからスライドの説明をさせていただきますので、準備の間、お待ちくださいませ。見やすい位置に、いすなどを移動していただいてごらんいただければと思います。

事務局

お待たせいたしました。それでは、保全緑地の本年度の指定分のスライドを始めたいと思っております。

まず、環境緑地から入ります。環境緑地は、平成22年度は3件の指定がございまして、いずれも更新で指定されたものでございます。今、映っているのは22年度の1番、国際基督教大学の崖線部分に当たるものでございます。ちょうど、一番左上が野川公園のほうの入り口から、大学の崖線上の傾斜面を映したものでございます。あとの3枚について

は、野川公園の中側から崖線の傾斜面を撮ったものでございます。

次に移ります。2番目に梶野町の滝島邸の環境緑地でございます。梶野町四丁目にございまして、中にお屋敷があるんですがうっそうとした感じに見えてございます。

次に参ります。3番目でございますが、緑町五丁目でございます渋谷さんのところ、主に竹林が生えている環境緑地でございます。この3件が今年度の更新分で指定するものに対応します。

次に、保存樹木のほうに移りたいと思います。資料の3ページ目にございます保存樹木のまず1番目になりますが、東町五丁目にございます酒井さんのところの保存樹木でございまして、本数が11本ということでございます。これはいずれも更新によるものでございます。これは全体が入っているものです。これが、酒井さんのところの1本ずつでございまして、4ページの樹木別一覧のところを見ていただいて、1本ずつの写真がここに載っております。

まず1番目のケヤキ、2番目のタイサンボクでございます。次が3番のヒマラヤスギと4本目のヤマザクラでございます。資料の表記はヒマラヤシーダになっていますが、別称ということで、本来はヒマラヤスギのほう正しい表記のようでございます。5番目のタイサンボクと、ヤマザクラでございます。7番目のトチノキと8番目のヤマザクラでございます。次に、9番目のヤマザクラ、10番目のヤマザクラでございます。最後にホオノキでございます。

次に、5ページに移りまして緑町一丁目の鴨下さんのシラカシ、1本でございます。それから3の1が緑町三丁目の小山さんのケヤキでございます。4の1が中町四丁目の榎本さんのヤマザクラでございます。5番目が本町一丁目の内藤さんのサクラ、ソメイヨシノでございます。6番目の本町三丁目、これはしんあい保育園だと思いましたが、長沢さんのケヤキでございます。それからもう一つ、やはり保育園の中のミズキでございます。7番目の本町六丁目、市役所のすぐ横になりますが、小澤さんのソメイヨシノでございます。

もう一度、戻ってしまいますが1本ずつ、緑町一丁目の鴨下さんのシラカシ、緑町三丁目の小山さんのケヤキ、それから中町四丁目の榎本さんのヤマザクラと、本町一丁目の内藤さんのソメイヨシノ、それから先

ほどのしんあい保育園の長沢さん、本町三丁目のケヤキとミズキでございます。それから、最後に本町六丁目の小澤さんのソメイヨシノでございます。

次に、樹木別の6ページ、貫井南町二丁目の鈴木さんのところの13本、指定がございまして、今出ているのは1本目から8本目でございます。それから、9本目から13本目が出てございます。

1つずつ見ていきますと、最初の1番目がヒノキでございます。2番目もヒノキでございます。次に、3番目と4番目のヒノキでございます。5番目と6番目のシラカシでございます。それから7番目、8番目のシラカシでございます。次に、9番目、10番目のシラカシでございます。11番目のシラカシと12番目のヒマラヤスギでございます。最後にサワラになります。

次に、資料の7ページ、9番目に該当しますヒルズ武蔵小金井、これは貫井南町三丁目でございますマンションです。そこの崖線上にマンションがございまして、そこに残された樹木の8本でございます。これが8本全体の写真でございまして、次に1本ずつ見ますが、まず1番目がクヌギでございます。2番目もやはりクヌギでございます。3番目がムクノキでございます。4番目もムクノキでございます。5番目、6番目のイヌシデでございます。7番目がコナラ、8番目がシラカシでございます。

最後に10番目、貫井北町三丁目の岡田さんのところの3本でございます。1本ずつ見ますと、まずサクラ、ソメイヨシノでございます。次に2番目がメタセコイヤでございます。3番目も同じくメタセコイヤでございます。

これで、本年度の指定の10件、本数としては42本、全体の保存樹木が終わりました。

次に、保存生け垣のほうに参ります。4件一緒に出てきますが、まず1番目が東町一丁目の河合さんの生け垣で、樹種がベニカナメモチ、長さが12メートルでございます。2番目が東町四丁目、樹種がイヌツゲ、長さが25メートルの生け垣で、新津さんの所有のものでございます。3番目が東町五丁目の諸田さんで、これは新規で今回出されたものでございまして、樹種がヒイラギで延長が18メートルということでござい

ます。4番目が東町五丁目の酒井さんのサワラ、長さが全体で119.5メートルでございまして、そのうちの50メートル分が奨励金の対象ということになります。

次に参ります。5番目が緑町三丁目の岩上さんの生け垣で、長さが12メートル、ヒイラギとコニファーの混合したような生け垣でございまして。6番目、これは緑町三丁目の井本さんの生け垣で、樹種はマサキ、長さは12メートルでございまして。7番目が緑町三丁目の野崎さんの生け垣で、樹種がハマヒサカキとレッドロビン、長さが20メートルでございまして。8番目が緑町四丁目の石井さんの生け垣で、樹種がニッコウヒバとレイランディ、長さが21メートルでございまして。

9番目が中町四丁目の廣瀬さんの生け垣で、樹種がツバキ、長さが23メートルでございまして。10番目、前原町三丁目の内澤さんの生け垣で、樹種がベニカナメモチで長さが12メートルでございまして。

岩村委員 済みません、この10番目というのは、塀の上に盛り土があって乗っているという感じですか。裏側にあるというわけではない？

事務局 ではないですね。これは乗っている形になりますね。この高さで植わっている感じですね。

11番目、前原町三丁目の柳町さんの生け垣で、樹種がイヌツゲ、ツツジ、キンモクセイで長さが25メートルでございまして。12番目が前原町三丁目の橋本さんの生け垣で、樹種がウバメガシ、長さが34メートルでございまして。次に13番目、本町一丁目、松島さんの生け垣で樹種がベニカナメモチ、長さが24メートルでございまして。場所ははけの森緑地の前の土地になります。

14番目が本町四丁目、鴨下さんの生け垣で、樹種がイヌツゲ、長さが18メートルになります。15番目、貫井南町一丁目の大澤さんの生け垣で、樹種がレッドロビン、長さが全体で80メートルありまして、指定延長としては50メートルということでございます。16番目、貫井南町三丁目の中村さんの生け垣で、樹種がベニカナメモチ、長さが10メートルでございまして。次に17番目、貫井南町三丁目の山内さんの生け垣、樹種がベニカナメモチで長さが12メートルでございまして。18番目、貫井南町四丁目の北脇さんの生け垣で、混ぜ垣になっていまして、マサキ、カキ、ウメ、サザンカ、ツバキ、キンモクセイということ

で長さは13メートルでございます。19番目、貫井南町四丁目の伊達さんの生け垣で、樹種がグリーンコーン、長さが12メートルでございます。20番目、貫井北町二丁目の神長さんの生け垣で、樹種がキンメツゲ、長さが14メートルでございます。次に貫井北町三丁目の服部さんの生け垣で、樹種がサンゴジュ、長さが31メートルでございます。22番目、最後が貫井北町三丁目の高橋さんの生け垣で、ドウダンツツジとツルバラ、長さが20メートルということでございます。

以上で今年度の環境緑地と保存樹木、保存生け垣のスライドを終わりにさせていただきたいと思っております。

会長 どうでしょうか、このままで質問等をやりますか。スライドを見ることがあるかもしれませんので。

それでは、事務局のほうから資料の説明とスライドの映写がございましたけれども、このことに関しましてご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いいたします。

岩村委員 保存樹木というのは、僕の聞き違いだったらごめんなさい、高さが10メートル以上で、1.5メートルの高さで1.5メートルの幹周りがあるものと。

事務局 どちらかです。10メートル以上で幹周りを問わないものか、1.5メートルの……。

岩村委員 どちらかが当てはまっていればいい、両方じゃなくて。

事務局 じゃなくてよろしいです。例えばスギだったら、細いけれども長いということもありますので、樹木の種類によって。

岩村委員 わかりました。見ていたら、10メートルを満たしていないようなものも随分、散見したので、どうだったのかなと思ってお伺いしました。あるいは幹周りがちょっと細いかなというものもあったので。

それから、質問というよりも感想なんですけれども、前もよくここで話題になりましたけれども、保存樹木などに関して質の問題というのがだんだん、毎年見る中で気になってきて、保存樹木だけではなくて、例えば環境緑地の滝島さんのところも、すごく大きな屋敷林にはなっているんだけど、あれは管理できないからああいうふうになっちゃっているわけですね。本来の姿というか、武蔵野の屋敷林の形ではないんですよね。これはしようがないと言えばしようがないんだけど、そ

れは我々の中でどう考えたらいいのかなという厳しき、本人に管理せよ
といっても無理だと思うんですけれども、すごい管理料がかかるなど。

片岡委員 滝島さんは私のお友達なんです。でも、あの方は、周辺が大きな木
をどんどん切ったときがあったんですけれども、自然を破壊したくない
というので一切、拒否した方なんです。お家も、枯れ葉が落ちたらそ
のまま、土に返すという考えの方で、手に負えなくなってしまった部分
もあると思うんですけれども、結構、木を愛する方なんです。だから
自然なままで過ごしたいなと思っているんですけれども、やはり周辺の
迷惑とか、そういうこともあると思うんですね。それで、言われたとき
には何か、いろいろやっていらっしゃるみたいなんです。

岩村委員 市民の一部で、あそこをどうしたらいいのかというのでちょっと動き
もある部分です。ただ、どうしようかというような……。

片岡委員 あそこでパーティなんかをしたら、蚊の群生ですごいんです。やれ
ないぐらい。歩いていても足元が埋まるぐらいの感覚なんです。ね。

岩村委員 そういうのをちょっと感じたということで、見るときにどういった視
点でこういうの見なくちゃいけないのかなというのを、せっかくの機
会だから出しておかなきゃいけないと思って。それから、例えば、ちょ
っとどこか忘れましたが単独の、保存樹木で例えばケヤキが、ケヤキの
形をしていないんです。ね。本来のケヤキの形じゃなく、何でこんなに
丸い、球体なのかというのがありますし、それから木の周りに、つるみ
たいなものが生えてきてしまって、これは樹勢を弱めますし、保存樹木
として存在してくれていることはありがたいけれども、このままだと樹
勢も弱くなってしまおうし、そういったところを市として指導というか、
せっかく補助金を出しているんだからもうちょっとちゃんとやってよと
言うことができるのかとか、いろいろ考えちゃうんです。ね。

片岡委員 あの方はものすごい財産家なんです。お金はものすごくあるのね。
ただ……。

岩村委員 別に滝島さんに限らず、ほかの方も。

片岡委員 だから、何らかの形で皆さんの思うような形にしつつ、できる方だと
は思うんですけれどもね。

岩村委員 あえて残している方は、それなりに意識的に、小金井の緑が大切だと
残してくれている方なので、批判するというのではなくて、これから

どうしていったらいいのかなと思っています。みんな、だんだんよぼよぼになってきていますし、木も。大きいだけがいいという。

事務局

きのう、実はNHKでやっていた番組があったんですが、ブナ林の立ち枯れをやっていたんですよ。それは日本海側から人間が里山の手入れをしなくなって、ナラ、ミズナラが大木になるんですね。昔は薪に使ったわけですから、早目に切ったわけですがけれども、それがどんどん大きくなっちゃって、小さなアリのような、カシノナガキムシが入って枯らしてしまうんだそうです。ずっと日本海側からブナ林のナラの大木がどんどん枯れていって、関東のほうに、太平洋側のほうに迫っているらしいんです。

本来、コナラとかミズナラ、そういったものを薪炭林として、20年ぐらいで萌芽更新で切っていれば、細いものだからそういう虫が入らないらしいんです。ところが大きくなって、育っていると虫が入って全部枯れて倒れて、カシノナガキムシがその枯れ木から発生して、どんどん飛んでいって害を増やしてきたという事実もあるようですので、必ずしも大きければいいというものでもないし、そういうことも事実として発生しているようです。

岩村委員

あのケヤキなんかもすごいですよね、ケヤキの形じゃないです。

事務局

そうですね、これはただ、何でこういう形で残されたのかわからないんですが。

岩村委員

下を切っちゃってあるんだよね、届くところを。

事務局

ただ、ケヤキなんかはこういうふうに切ってもまた生えてくるんですよ、芽が。ところが針葉樹のマツとか、枝を払ってしまいますと休眠枝というか、要するに普通の広葉樹だったら、サクラのようにどんどん下から胴吹きやヤゴが出るんだけれども、針葉樹は全く出なくなってしまうんです。切ったらそこはおしまい。だから、マツなんかだとこういう木や葉の形状のものが見られるんですけど、普通はケヤキだったら、ちゃんと残しておけば下からも出て、もとの形状には戻るだろうと。あえてこうやっていらっしゃるんだろうと思います。

会長

緑町三丁目ってどの辺でしたっけ。3の1がそうになっているんだけど、私はあれに樹形の似た、多分スギだったと思うんですけど、あそこは緑町三丁目じゃなくて二丁目かなと思うんですけど、この

間、切られていたので、まさかこれじゃないだろうなと思ったんですけども。

事務局 北大通りの……。

会長 北側です。

会長 だったらいいんですけども。

事務局 確かにスギだと、こういう切り方をするとこれっきりにはかならないですよ。下からの休眠枝が出ませんので。針葉樹はそういう意味では厳しくなっちゃう。

会長 渋谷さんの家の近くで最近、大きな空き地というか、全部、上を取り払って住宅地にするみたいなところにこの樹形の、たしかスギだったと思ったんですけども、あって、なくなったので。非常に特徴的な樹形で、似ているなと思って、今見ていたんですが。

事務局 浴恩館のちょっと東側ですね。

会長 この樹形の問題というのはいろいろ……。

高橋委員 今の委員長のお話に関係するんですけども、説明する側の情報として、この写真を説明する場合に、この場所がどこかというのを、場所の情報を最初につけてくれませんか、今度でいいから。例えば地図情報でもいいし、航空写真の、上空から撮った写真でもいいので、この場所がどの場所に相当するかというのを、皆さんはご存じかもわからないけれども、僕は外から来ているから、この場所の保全に指定する意義を、周辺との関係においてというのは非常に重要だと思うんです。あるいは、隣に連続して今回、指定したとか、連続していたものが解除によってなくなってしまうということが明確になるとか、そういう情報はぜひ必要だと思います。だから、こういう写真情報の前に位置情報、場所の情報をぜひ加えていただきたい。

会長 無くなっちゃうのは、結構、南側の町のほうが多いみたいですよ、保存樹木はね。

岩村委員 済みません、感想になっちゃうんですが保存生け垣をずっと見ていて、僕らが子供のときには例えばヒイラギとかサワラとかツバキが多かったんですけども、今回見ていて、新しいと思われるもの、まだ竹の垣根がはっきり、きれいになっているようなところは大体、レッドロビンとかベニカナメモチとか……。

会長 少ないですね。

岩村委員 明らかに樹種が変わってきているなど。それは園芸種であり、外来種なのかよくわからないんですけども、そういったものに、武蔵野の昔からあるようなものじゃなくなってきたということが、ちょっと今回、感じました。コニファーとか、最近はやりではあるんですけども、決してそれがいけないというわけじゃないんですけども、どう考えるべきなのかということ。

事務局 確かに今、ベニカナメモチとかレッドロビンがかなりはやっていて、大分、市内でも多く、新しいマンションの生け垣なんかを見ますと、ベニカナメモチかレッドロビン系でやっているところが、あまり虫に食われないとか、病気に強いというようなことで多いんですけども、最近、またレッドロビンとかベニカナメモチ特有の病気というのが市内に蔓延してきているようで、それでこの樹種ではないものを紹介してほしいというマンションもあったりして、時代というか、その時々のはやりで、過去、ツバキなどがはやったときはそういうものが、サザンカとかが生け垣だというような時代があり、またその後、レッドロビンなどがはやって、また別の種にかわっていくというのがあるかもしれないです。

一方で、造園屋さんのお話によると、種が集中することによって病気とか病虫害の大量発生を招くという意見もあるので、多様性みたいなものもあったほうが、病気や虫の防除にも役立つ気がします。

事務局 今お話があった、13番目がベニカナメモチで、15番目がレッドロビンですね。ベニカナメモチは左にあるように、相当傷んでいるんですよ。

岩村委員 やっぱり、傷んでいるからそうなっちゃっているの。

事務局 なっちゃっています。こういうのが非常に多く見られまして、うちのほうの公園とか緑地でも、ずっとベニカナメモチを使ってきているんですが、こんな状態のものが相当、出てきております。

岩村委員 あと、これは生け垣にはならないかもしれないんですが、最近、ツクバネウツギという、わりあい低木で白い花が、いい香りがして、6カ月ぐらいずっと花が咲いている、ああいうのが結構、こんなに長くはないんですが植えられているところが増えてきているかなと思います。ただ、細くてあまり高くないんですけども、樹形が保てるものというふう

にどうしても、生け垣はなるかなと。

事務局　そうですね、特に樹種を、市は指定していないんですが、長さで高さ
を、延長3メートル以上、高さ1メートル以上という規定になっている
ので、そういうものをクリアしてなおかつ刈り込みに強いものというこ
とになると、多少、限定されてくるかなと思います。

岩村委員　これは、高さは何メートル……。

事務局　1メートルです。

岩村委員　じゃ、ツクバネウツギなんかは入らない？

事務局　そうですね。ちょっと難しいでしょうね。

会長　ほかにございませんか。

1つ、これは指定を受けますと、指定の期間は1年？

事務局　5年になります。

会長　5年ですか、なるほど。それで大体わかりました。一番後ろの総括表
のところでも、ちょっとよくわからないのもある、これはその年に指定
をした件だけですね、累計が出ているわけではございませんね。

事務局　いえ、累計ですね。総括表ですよ。

会長　そうしますと、公共緑地が22年度、ゼロになっているんですね。だ
けれども解除したというところに、公共緑地はたしか書いていなかった
と思ったんですけれども。

事務局　要するに、5年前にもゼロだったわけなんですけど……。

会長　解除というのではなくて、5年間過ぎてしまってその後、申請がない
という意味ですか、これは。

事務局　5年前にも申請がなくてゼロで、ずっと要するに……。

会長　解除というのは、5年間たたないで途中で解除という意味ですか。

事務局　そうではない……。

事務局　もともと、17年度にも公共緑地の指定申請がなかった、要するに5
年ごとにさかのぼっていくんですが、基本的になかったということです。
この間で公共緑地で解除されたのは、前年度にかぶと山公共緑地の解除
がございましたが、あれ1件きりなんです。ずっと、そういう意味で
は同じものが更新されてきておまして、基本的には変わっていないと、
私がいる10年間で解除された公共緑地というのは、かぶと山公共緑地
だけです。

会長 ただ、21年度は3件ありますよね。ということは15年度に3件の申請か、更新があったということですよ。

事務局 そうですね。

会長 21年までの公共緑地の面積は結構あるんですけども、それが突然ここで、22年度でなくなっているというのは……。

事務局 これは、19年というのは14年からあるものが19年度に指定されて、5年度ごとに更新されて、今現在、指定中のものが右端の計のところに、5件で10筆、6,589平米の公共緑地が現在、継続しているというふうにお読みいただきたいと思います。

岩村委員 そのことに関してなんですけど、実はこれは毎年、僕は言っているような気がするんですけど、要するにこの合計の経年変化、つまり例えば公共緑地のカテゴリーだったら公共緑地のカテゴリーで全体として増えているのか減っているのかを見たいと、毎年、この会議で言っているんですけど、それが出ていない。

事務局 1回、どこかで資料をお出ししたような気がするんですけど。

岩村委員 これに、ちょっとカテゴリーは違うんですけど、37ページに緑地の経年変化という、きょう渡されたものには、制度上、安定した緑地の中で環境保全緑地、緑地保全地域とちょっとカテゴリーは違いますが、こういってことで10年度と21年度の比較はできる形になっているんですね。それぞれの年度で合計が出ていますので。ただ、経年変化ではない。

37ページ、この大きな表で、制度上、安定した土地で環境保全緑地、緑地保全緑地、その他の緑地で、上のほうを見ますと平成10年度と21年度の比較はできるんですけども、これが、環境緑地は環境保全緑地と同じですか。

事務局 この環境保全緑地に、公共緑地と環境緑地と両方入っています。

高橋委員 年度別の新規、更新、解除という項目を設けていただいて、それをずっと経年で追いかけたら、現状も出てくるし、解除したものは資料も出てきますから、そういう表をつくれるんじゃないですか。簡単でしょう、新規に申請、更新、解除と3つあるんですよ。それを一覧にする。

市のほうはこれによって固定資産税、都市計画税の減免のあるのが環境緑地ですか。

事務局　　そうですね、公共緑地も、環境緑地だと80%で、公共緑地は100%。

高橋委員　　それで、保存樹木は1本当たり1万5,000円？

事務局　　樹木は2,000円ですね。生け垣がメーター300円。

高橋委員　　その予算額というか、毎年どれぐらいの予算、減免額がどれぐらいで補助金はどれぐらいかというのはわかりますか。

事務局　　減免額は、すぐにはちょっと出せないんですが。

高橋委員　　次回でもいいので、そういう予算枠みたいなものはあまり制約にはなっていないということが分かるものを。

事務局　　そうですね、これは一応、緑地を増やしていくという趣旨でやっていますので、ほんとうはもっと予算も補正してでもどんどん申請が、新しいものが出てくるほうが、緑の基本計画などでも保存生け垣の延長とか、保存樹木の本数の増加を過去、目標にしていたぐらいなので、ただ減っていくのを、手をこまねいていたのでは増えない。

高橋委員　　今のところは、要するにこういう関係は減免額と補助金の額で、数値が出ますよね。私が心配しているのは、今後大いにこういうのは、関心が高まって増えてくることを期待したいんだけど、例の生産緑地の解除の買取り申出というけれども、市のほうはもうギブアップなわけでしょう。そういう事態が生じることもあり得るから、緑地の保全のための全体の予算枠というのは、市のほうでこれから大いに努力していただかなければいけない内容でしょう。その一部としてこの部分はどうなっているのかというのを教えていただければ。

事務局　　生け垣関係はわかっている。

事務局　　大体、概算でいいですか。140万弱だったと思います、生け垣は。保存生け垣のみの予算です。

委員　　そんなに大した額ではないでしょう。減免だってそんなに。

事務局　　減免はちょっと、資産税に確認しないとどれぐらいになるかはわからないです。

委員　　そういうのをデータとして教えていただければ。

事務局　　それでは、ちょっと経年変化資料とかとあわせて、そういったものをご用意させていただきたいと思います。

岩村委員　　できたら、なるべく早く欲しいんです、経年変化の。

事務局 後で寄っていただければ、多分出せます。

岩村委員 きょう？

事務局 はい。

会長 ほかに何か、ご質問等はございませんか。

岩村委員 これも気がついたことなんですが、最近、どうしても大きな土地を売ってミニ開発がされていて、そのミニ開発を見ると意外と、要するに塀などは建てないで、樹木がポンポンポンと周りに、ほんとうに細い花壇みたいなものに植えられているところもあるんですね。ただ、10メートルにならないのでこの対象にはなっていない。けれども一つの、何とかなるか、家をつくるときの流行みたいなもので、ほんとうに少ない敷地の中で側面なども非常に短いんですけれども、木を植えているようなところがあって。これから、小金井は残念ながらミニ開発が増えるということを想定すると、この制度というのは10メートルなくてはいけませんので、該当がなくなってくるんじゃないかと、減る一方で。場合によったらもうちょっと短くして奨励するとかということも考えなくてはいけないのかなと思ったんですが。いかにして生け垣を増やしていくかということを考えるならばね。この短い時間でまとめるのは無理かもしれませんが。

事務局 生け垣の造成、新たにつくるときについては造成費の奨励という形で半額補助制度があるので、そういった利用はおすすめしていますけれども、おっしゃられたように確かに敷地が小さいと、なるべく囲いみたいなもの、ブロック塀でも生け垣でも、除くことによって少ない敷地を有効に活用しようというところもあって、なかなか新たな、新規の造成の助成の件数というのも過去に比べて落ちてきちゃっている。

岩村委員 家の正面はほとんど駐車場と、ポツポツポツと低木が何本か植えられている。それが塀ではなくて低木になっているのはまだいいのかなと思う。

事務局 実は、今5番で映っているところが緑町の宅造で出てきた、前にも1回、お話ししたと思うんですけれども、〇〇〇かどこかが開発したところなんですね。ここは、ほとんど全戸ですが緑を植えるということで行われた宅造なんです。こういう形で、いわゆる和風の生け垣ではないんですけども、コニファーなどの混ぜ垣ということで、列植して生け

垣でいいですよと指定したもののなんですね。こういうケースが何年か前はあったんですけども、最近はこのものもなくなってきているのが実情ですね。

林委員
事務局
林委員
林委員
事務局
林委員

それはどこですか、何年か前にあったというのは。

緑町三じゃなかったかな。

ここも多いですね。

宅地開発をしたときに。

そうですね。

最近、確かにうちの周りでも相続の関係で売られて、ミニ開発がすごいんですよ。バーツと同じような建て売りが建って、そのときにちょっとおもしろいと思ったのは、灌木をポツポツ植えるんですね。だから、業者に見ればちょっと格好がつくという、緑を1軒に数本ずつ植えるという。それでやっているのかなと思うんですが、逆に土地を宅地開発して買った人は、個人で別にオーダーして、そういうところは木を植えないんですよ、逆に。どうしてかなと思ったんですが、多分、業者は宅地開発するときに、市に対して環境配慮基準に基づいて、緑化をしますという届けをしているんですね。だから、それに縛られてやっているのかなとも思うし、あるいはちょっと格好をつけるためにやったのか、それはちょっとわからないんですが、逆に土地を買って自分で家を建てる人は木を植えない。その辺で市民の人の意識、緑化意識というのはすごく減退していると、私は思うんですね、うちの周りを見ていて。

緑の大切さとか、効用はいろいろ言われているんですけども、やはり緑を推奨する小金井市としては、その辺の市民意識を育てる、そういう啓発とか啓蒙とか、もっとやっていかなければいけないなと私は思います。結局、家の周りは駐車場と、驚いたのはほんとうにコンクリートで固めてしまっているんですよ、家の周りを。泥とか、土とかは嫌という感じでね。簡単、便利というのがすごく優先していて、そうすると雨が降ってきてもしみ込まないわけですよ、土の中に。確かに雑草も生えてこないから楽でいいかもしれないけれども、ちょっとこれは自然に反するんじゃないかというふうに思いますね。そういう家が増えてきていることは確かです。

事務局

生け垣造成というのは基本的に、万年塀を取り壊して生け垣につくり

変えるということをねらってきて、今現在があるんだけれども、そういうお宅も少なくなっているんですね。ですから、これから造成で出てくるのはやはり小さな宅造、100平米強ぐらいのものが多くなってくると思うんですが、なかなかそういうお宅から生け垣造成という話が出てこない。前回もこの会議の中で、フェンスがついた形の生け垣の話を知ったことがあるので、フェンスがあってもちゃんと中から透視して生け垣が見えればいいですよという話はさせていただいているんですが、なかなか増えてこない現実があります。なるべく、その5番のような形で、ちょっと見た目には生け垣には見えづらいところもあるんだけれども、こういうものも指定していく方向で動いているんですが、なかなか出てこない。

岩村委員 実際に市を歩いておられて、ほんとうはここは指定できるのに指定していないなというお宅はありますか。気がついていない？

事務局 あるかもしれないですね。

保存生け垣は10メートルなので、これは保存生け垣で指定すればいいのになというのを見受けられないんですけども、小さなお宅でも結構、大きな桜の木を、庭いっぱい植わっているところもありまして、保存樹木に関して、これは指定できるんじゃないかというような木をお持ちの方も市内にいらっしゃるのかなと。

岩村委員 そういう人に声をかけるのが、意味があるかどうか。むしろ生け垣のほうが景観的には大事かなと思いますね。自分で管理できるところは自分で、保存樹木をやってもらえばいいという考え方もあるし。

事務局 市街地とか、これからどんどん、この10年の経過を見ても生産緑地が解除されて宅造されているケースが多いので、そういうところが緑化されていく必要はあるだろうし、そこに保存樹木になるような木が植えられることはなかなかないだろうと思うんですが、生け垣だったらつくられる素地があるので、できるだけそういうところに生け垣をつくっていただきたいというふうに思っております。

岩村委員 このままだと減る一方ですよ。宅造をする、宅地開発をするにしても、何らかの緑化を推進させるような仕掛けが必要なのかなと。

事務局 環境配慮基準の中で開発の場合、建物面積の大体20%の緑化というものが基準としてございますけれども、先ほど林委員からもあったよう

に、開発業者と、実際に家を建てるのは分譲購入者というケースもありまして、開発業者のほうで書面に判子をつけて環境配慮計画書というのを提出していただいているので、監視する審査会の中でも、これはあなたが分譲して販売するところまでやるのか、それとも購入者がやるのかというようなことを確認させていただいて、我々は造成するところまでで終わり、販売のほうはまた別の会社に受け継がれていくという場合は、必ず、あなたが開発したお約束をされているわけですから、引き継ぎをお願いしますということをお願いして、その引き継ぎの際には生け垣造成の制度なども市で持っている、そういったことも購入者のほうに周知してくださいというお願いはさせていただきます。

岩村委員
事務局
高橋委員
事務局
岩村委員
事務局

環境配慮基準というのは、強制力はないわけですね。

紳士協定ですね。

条例になる？

条例にしても、開発指導要綱のそのまた一つのパーツみたいな。

どの程度守られるのか。

そうですね、マンションとかはそのまま、開発イコール建物建設までいくので、その場合はほぼ100%、20%の緑化基準というのは——そういった場合は都条例なども緑化の基準があるので、それもクリアしないと建築確認の申請なども受けてもらえないというところもあるので、マンション開発などのときはほぼ100%、20%の緑化というのはいくんですけれども、宅地の分譲という形になると、造成した会社から住宅メーカーなどに移って、さらに1区画を買う購入者にというところまでいくと、なかなか、高い買い物をした購入者にそこまで強制させるのがいいのかどうかというのは、少しあると思います。

林委員

いつも思うんですけれども、屋根に降った雨水、雨は、必ず雨水ますをつくって、小金井はほとんど普及しているわけでしょう。義務づけになっているわけですね。ちゃんと屋根に降った雨は受けとめている。だけど肝心の、狭いながらも庭があるわけですが、そこの雨は結局、コンクリートではじいちゃって道路のほうに流れ出して、今、いわゆるゲリラ豪雨だとか、そういった場合には道路が川になってしまうわけですね。そういうことも考えると、屋根だけではなくて庭の周りも雨水が浸透するように、地下水との関係もありますし、そういう自覚を

市民の方に持っていただくように、もっと強力にやっていただきたい。

ということは、環境配慮基準でお願いしますでは、やはりちゃんと届いていないわけですよ。雨水ますの場合は多分、建築基準法とか法律の関係があって、きちんとやっているので行き届いているんだと思うんですけども、庭に関してもやはり、そういうふうなことを強くできないかなと、私は常に思っております。

会長 今、庭の雨水に関しては何か市のほうで、条例ではないですけども何か規制しているんですか。

事務局 指導基準というのを設けていまして、必ず宅地造成すると下水道施設などが入るので、下水道施設の検査と同時に雨水浸透がきちんとされているか検査するという形になっています。小金井市自体は、基本的には指導基準に基づいた下水道関係施設の設計という形で、指定工事店さんもみんなそういう形で動いているので、特に、それは小金井市の強制力がどこまであるのか、裁判も辞さないという方以外の、99%程度の方は浸透ますを設けてやっておられます。一部、国分寺崖線上のところは崩落防止のために浸透禁止区域というのがあるんですけども、それ以外のところはほぼ99.9%ぐらいの確率で雨水浸透ますが置かれます。

岩村委員 屋根のほうはいいんですが、結局ミニ開発で、あるのが駐車場を抜くとほんの周りのところしかなくて、そこの雨水というのがちゃんと浸透されているのか、もう駐車場でコンクリート張りになっちゃっているという。

事務局 一応、敷地内に降った雨はすべて敷地内で処理という形なので、それを道路のほうの底とかに流せばいいよという設計にはしないように、すべて敷地の中に収まるような形でということは指導していますので、コンクリートだから道路にどンドン流せ、市のほうで道路に流れた水は受けとめるよという考えは持っていないので、宅地の設計のほうで宅地内でしみ込むような形で設計はしていただいています。

林委員 あと、駐車場の問題なんですけれども、これも透水性があるものとか、芝生を混ぜてやるとか、そういう工夫はかなりできているところがあるらしいんですね。だから、そういうことも一つ、案としては、駐車場もただコンクリートでしけばいいのかということだけではなくて、随分いろいろ改良されているので、そういうものを推奨するということも

大事ではないかという気がします。

岩村委員 一度つくっちゃうと直すのにすごいお金がかかるんですね。

林委員 直すときは大変。だから最初からやっておけばいいんですよね。ヒートアイランドだとか、そういった関係もあって熱を下げられるとか、いろんなメリットがあるようですよ。

テレビでやっていましたね。

会長 皆さん、いろいろ緑に関するご意見、まだまだあると思うんですけども、とりあえず最初にこの諮問案について、これでよろしいかどうかということを決断してから、またさらなるお話をしたいと思います。

この諮問案に関するご質問はほかにございませんか。なければ、この諮問案について指定を決断してよいか、お諮りしたいと思います。

指定をすることに決断してもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 異議がないようですので、これを市長に答申を行っていきたいと思います。

次に、市長への答申の方法なんですけれども、今までは会長、副会長に方法については一任していただきまして、最終的に会長が代表して答申を、市長に行っているという方法をとっておりました。異議がございませんでしたら、答申の方法を会長、副会長に一任していただいてもよろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

会長 どうもありがとうございます。そうしますと、きょうの案件、審議案は終わりなんですけれども、また先ほどの続きで、小金井市の緑に関する事、いろいろご意見を言っただけだと思いますので、よろしくお願ひいたします。

岩村委員 この、基本計画のスケジュールは……。

事務局 では、事務局のほうから総括的な、今年度の緑の施策全般に着いての報告という中で触れさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、まずお配りした冊子の資料についてでございます。平成21年度中に緑の環境実態調査というものを行いました。こちらは、今年度策定予定の緑の基本計画の基礎資料とする目的で実態調査をしてきたものでございます。小金井市緑の環境実態報告書として印刷物ができ上

がりましたので、遅くなりましたけれども、本日、緑地保全対策審議会の委員の皆様にもご配付させていただきました。それから、こちらの事業に関連するお話で、先ほど申し上げました、今年度、緑の基本計画の策定を行っていくこととしてございます。また、もう一つ、環境対策課の緑関係の大きな施策といたしましては、東小金井駅の北口にございます梶野公園の整備工事を行うというものが、環境政策課の緑地関係施策の大きなものとなっております。

緑の基本計画の策定につきましては、平成22年度中に緑の基本計画検討委員会を設置させていただきまして、既に6月30日に第1回の検討委員会を開催してございます。平成23年2月までの間に合計で全5回の検討委員会の開催を行う中で、計画案を策定することになってございます。本審議会の中から真山会長、高橋委員、柏原委員に緑の基本計画の検討委員になっていただきまして、次回、第2回目を8月23日に行う予定となっております。

また、本審議会、緑地保全対策審議会につきましては、今年度中、3回開催する予定となっております。次回、第2回の緑地保全対策審議会の予定でございますけれども、事務局といたしましては、12月ごろ開催していきたいと思っております。皆様方に日程調整をさせていただいた上で、開催日のほうは改めてご通知差し上げたいと思っております。

第2回の緑地保全対策審議会では、緑の基本計画の素案もまとまっている段階だと思っておりますので、緑地保全対策審議会でも緑の基本計画に対するご意見などもいただければというふうに考えてございます。3回目の緑地保全対策審議会は、2月上旬に行っていきたいというふうに考えているところでございます。緑の基本計画については、今後10年の小金井市の緑に関する基本的な計画となるものでございますので、市内の緑をよくご存じの緑地保全対策審議会の皆様のご意見もできる限り反映させていただければと考えてございます。

お手元にお配りしてございますスケジュール表につきましては、緑の基本計画検討委員会の全5回の予定審議内容と、並行して庁内の課長職で構成する庁内検討委員会というものも設置されることになってございますので、そのスケジュール、それから事務局としてのワーキングというスケジュールを配らせていただきました。

事務局からの報告事項は以上です。

会長 今のこと、またほかのことで何かございましたら、時間が10分ほどしかないんですけれども、よろしく願いいたします。

岩村委員 緑化を推進させるということで何ができるんだろうと考えてみた場合に、正直言って難しい、八方ふさがりというか、緑化が減っていくことの速度を遅らせるということも考えなくてはいけないだろうし、一方で積極的に増やすとなると、なかなかこれは難しいことだなと思うんですね。極端な話、今、相続で宅地開発になって、ミニ開発になって緑が消えていくというのが一番大きな流ではないかと思うんです。そうすると、単純に考えればミニ開発をやめること、そのためにはある程度の、例えば開発するにしても敷地面積を確保する、三鷹市かどこかは条例があってやっていると思いますけれども、宅地をつくるときにはこの大きさ以上の土地を確保して、緑を何%以上にせよとか、そういうのを条例で定めていかない限りは消えていくなど。そういった動きというのは、僕個人としてはやらなくちゃいけないのかなと思うんですが、それをやるとなると結局、金持ちしか住めないということになります。マンションとかアパートには住まうことはできるけれども、そういうことになるわけです。そういった私有権、所有権の制限というのはどこまでできるのか、あるいは覚悟というのが市民側も必要になってくるんだけれども、そういった動きというのは小金井市では、例えば議会の中ではないんですか。

事務局 今、小金井市だけに限らず、東京都についても環境とか緑というものには非常に大きな風が吹いてきているという言われ方をしています。今、策定中の第4次基本構想、市の基本的な、一番大もとになる計画ですけれども、そういった基本構想、長期総合計画などでも、小金井の売りは緑と水であるから、その緑と水という言葉が非常にふんだんに書き込まれている基本構想、長期総合計画になっておりますので、今後10年はほんとうにそれが非常に重要な市の施策の柱になっていくのは間違いないと思います。

ただ、開発の問題ですけれども、小金井市のまちづくり条例の、宅地管理指導要綱だと思いますけれども、開発の際にはたしか120平方メートルを最低区画とするというような基準は持っております。120だったか110だったか、ちょっとうろ覚えで申しわけないんですけれど

も、ただ、今は100平米に満たない宅地分譲が行われていますけれども、開発にかからない規模で宅地造成が行われているものについては規制のしようがないので、60平米だろうが、建築基準法の要件さえ満たせば建てられてしまうということがございまして、一方で開発で120とか、そういう縛りを一定、きつくしていきますと、開発にならないように区画を切って、第1期工事、第2期工事と分けて開発に見られないようにしようという動きもまた出てきたりする中で、いたちごっこ的になってくるところもあって、私としても開発の際の基準というものは持っています。

会長

難しいですね、ほんとうに。この審議会で行っているタイプの緑の保全というものは、旧タイプのまちづくりというか、そういうものに適合しているところがあると思うんです。今、ほんとうに、放っておけばどんどん住宅が小さくなって行って、建物が高くなって行って、土を持たない住民というのが増えてきているわけですよ。小金井市として一体、どういうことを望むのかなんですよ。要するに旧タイプの、生け垣があって保存樹林があってというので推し進めたいのか、あるいはもっと小さな家になってしまったけれども、小さな家で何か、その住民ができるようなことを援助していく方法で持っていくか、まずはそれを決めることが必要なんじゃないかと思います。

もし、小さな家に住む、土を持たないようなところにいる人、土があってもほんの猫の額しかないような人でもできるようなことを援助しようというふうに決めるのであれば、また方策はいろいろ出てくると思うんです。それこそ生け垣じゃなくてもよくて、敷地面積当たり何本の木があればいい、鉢があればいいでも、いろいろやり方は出てくると思います。そうすることによって、マンションの2階以上に住んでいる人たちもやることができると思います。

岩村委員

雑談になっちゃうかもしれませんが、マンションといっても東京都は、マンションを見ていてもやはり、土の面積というのは少ないですよ、非常に少ないです。

事務局

環境関連のNPOをずっとやっている方などの中で、小金井に引っ越してきた動機というのが、四谷に住んでいて、子供が土に触れる機会がなく、たまたまこちらの町におりたときに土がいっぱい、今から20年

以上前の話だと思うんですけども、あるのに引かれてこちらに住むところを探して来たという方もいらっしゃる中で、これから小金井に住んでいく方、それから住み続けたいと思う方々がどういう町を望むのかというところを考えながら、マンションに住む方は住む方で、駅に近くて便利というものを求める方のライフスタイルを全く否定することはできないでしょうし、土に触れたいと思ってずっとここに、何十年間も住んでいるという方の、周りがどんどん変わっていく喪失感みたいなものを、市として何かできることがあればお手伝いしなければいけないと思っています。

高橋委員 僕は、必ずしもあまりネガティブに、消極的には考えていなくて、今は過渡期じゃないかなという気がするんです。全国的には空き家、空き地が大量発生していて、世帯数を上回って、こんな家余りは今までなかったでしょう。だから、必ずやよくないマンションがつくられたり、宅造がやられたら、そこはもう買い手がいなくなってしまうんだよという状況は必ず出てくる。一方で、小金井は世帯の減少はまだ至っていませんよね。

事務局 至っていません。

高橋委員 これからどこの町も、環境のよくないところに住み手がいなくなる時代が必ず来ることは間違いないと思うので、そういう意味でそれに対する対応が必要な時期なので、緑化の、緑地が減少するとか、農地がそういうふうに変用することが圧倒的だと思うんだけど、それもいつか必ずアップパーになるんだけど、相続税の問題との関係もありますので、東京都下の市町村が税の見直しを開始したということですよ。

事務局 協議会みたいな、農地の保全、自治体協議会みたいなものを結成して自治体運動にしていくというのがある。

高橋委員 大変、総合的な施策をとらなければいけない時代なんだけれども、一方では、必ず空き地や空き家が生ずる、それを農地に復するとか、あるいは緑化にするという意味では、そういう対策も一方では必要な部分も、消えていく緑にどうするというのと、これからそういうところが増えていくことに対してどう対応するかという、情報の目配せが必要かなと。それは緑の基本計画の中で十分議論していただければいいかなと思っています。

岩村委員 小金井みたいな、交通機関も非常に恵まれているところだと、空き家

というのはなかなか出てこないんじゃないかと。また、それから緑に戻るかどうかというのも難しいんじゃないか。

高橋委員 そうあってくれることを期待したいですね。

事務局 結構、今、こんなに便利なところなのに何で住まないのかなという家が結構あります。そうするとその人は吉祥寺とか、もっと便利なところに住んでいて、私も小金井市民ではないんですけども、小金井に住みたくても住めない人間から見ると、もったいないなと思うようなものでも、空き地、空き家になってしまう。

高橋委員 小金井はわりとフラットな場所だからあれなんだけど、丘陵地のほうは、ミニ開発丸出しの60年代、70年代の時代の家は結構、空き家がふえているんですね。お年寄りはまだ、アップダウンが大変でしょう。小金井はわりとアップダウンが少ない方だからいいと思うんだけど、それにしても自転車で行かなければならない場所も結構多いですし。

林委員 確かに、空き家が増えていますね。うちの近辺でも戸建ての家で随分、草ぼうぼうの家が何件もあります。町会長、自治会長会議で必ず問題になるのが、そういう家があって市で何とかしてくれという要望が、結局、そういう家が出てくるとすごく周りが困るわけです、治安上ね。必ず出てくる問題で、小金井でこんなに駅から近くていい場所なのにどうしてという家がどんどん増えているんです。想像するところ、おひとり暮らしか何かでどこかホームへ入ったり、入院してしまえば後、それっきりというような家じゃないかと思うんです。そういった家がどんどん増えているのと、あと、ちょっと老朽化したようなアパートはほとんど人が、二、三人しか入っていないとか、そういう形で余り出しているんじゃないかという気はしました。

会長 では、この部屋ももう時間が来てしまいましたので、ほかに特になければ以上をもちまして終了したいと思いますのですが、よろしいですか。

では、以上をもちまして平成22年度第1回緑地保全対策審議会を終了したいと思います。どうもありがとうございました。

事務局 どうもありがとうございました。

— 了 —